

PwC Japan Tax Newsletter

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、全世界 150 カ国に 146,000 人のスタッフを擁する世界最大級の会計事務所プライスウォーターハウスクーパース(PwC)の日本におけるメンバーファームです。日本最大級のタックスアドバイザーとして、公認会計士、税理士等約 500 人のスタッフからなる専門家集団であり、そのうち約 100 名が金融部に所属しています。

私どもが提供しておりますニュースは、概略的な内容をご紹介しているにすぎません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、ぜひ私どもの金融部を皆様のよきパートナーとしてご利用ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
金融部
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2008 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人
プライスウォーターハウスクーパース、または、プライス
ウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、
ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の
組織は分離独立した法的組織となっています。

2008年度税制改正

証券税制にかかわる主な改正点について

2008年1月25日に財務省より所得税法等の一部を改正する法律案が公表され、2008年1月31日に総務省より地方税法等の一部を改正する法律案が公表されました。今後国会において法律案が審議された後に採択され、法令として公表されます。

2008年度税制改正については、2007年12月に発行した本ニュースでその概要をご紹介いたしましたが、今回日本の居住者である個人の証券税制にかかわる改正にフォーカスしてご紹介いたします。

なお、2008年度税制改正にかかわる法案については現在のところ国会において可決されておらず、今度の国会の動向によっては以下の記載と異なる可能性がありますのでご注意ください。

改正の概要

2008年度税制改正における証券税制にかかわる主な改正点は以下のとおりです。

- 上場株式等にかかわる譲渡所得等の軽減課税の廃止
- 上場株式等の配当等にかかわる源泉徴収税率の軽減の廃止
- 上場株式等の配当所得の申告分離選択課税の創設
- 上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との損益通算の特例の創設 等

改正の内容

上場株式等にかかわる譲渡所得等の軽減課税の廃止

上場株式等の譲渡所得等にかかわる税率については、2008年12月31日をもって10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率が廃止され、2009年1月1日以降は20%(所得税15%、住民税5%)となります。

ただし、2009年1月1日から2010年12月31日までの間は、その年分の上場株式等にかかわる譲渡所得等のうち500万円以下の部分については、引き続き10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率が適用されるという特例措置が設けられています。

上場株式等の配当等にかかわる源泉徴収税率の軽減の廃止

居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当等にかかわる源泉税の税率については、2008年12月31日をもって10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率が廃止され、2009年1月1日以降は20%(所得税15%、住民税5%)となります。

ただし、2009年1月1日から2010年12月31日までの間は、上場株式等の配当等(大口株主が支払を受けるものを除きます。)については、引き続き10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率が適用されるという特例措置が設けられています。

なお、各年において特例措置による軽減税率の適用対象となった上場株式等の配当等の金額の合計額が100万円を超える者については、その年に受け取った上場株式等の配当等について申告不要制度は適用されません。

上場株式等の配当所得の申告分離選択課税の創設

2009年1月1日以後に居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当所得について、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による申告分離課税が選択できます。従来通り、総合課税を選択することにより配当控除等の適用を受けることも可能です。ただし、その年において申告する上場株式等の配当等の全額について、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択する必要があります。

なお、2009年1月1日から2010年12月31日までの間は、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額のうち100万円以下の部分については、10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率が適用されます。

損益通算の特例

その年の上場株式等の金額の計算上生じた損失の金額があるとき、またはその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額等があるときは、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限り)から控除することができます。この改正は2009年分以後の所得税および2010年度分以後の住民税について適用されます。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
金融部
〒100-6015
東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号
霞が関ビル 15 階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
マネージング・ディレクター	マーク・リム	03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
マネージャー	斎木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com
	箱田晶子	03-5251-2486	akiko.hakoda@jp.pwc.com
	佐々木真美	03-5251-2471	mami.sasaki@jp.pwc.com
	今村恭子	03-5251-2855	kyoko.imamura@jp.pwc.com
	松永智志	03-5251-2586	satoshi.matsunaga@jp.pwc.com
	遠山壮一	03-5251-6212	soichi.toyama@jp.pwc.com
	野中貴史	03-5251-2417	takashi.nonaka@jp.pwc.com
	ダニエル・ルーツ	03-5251-6640	daniel.lutz@jp.pwc.com